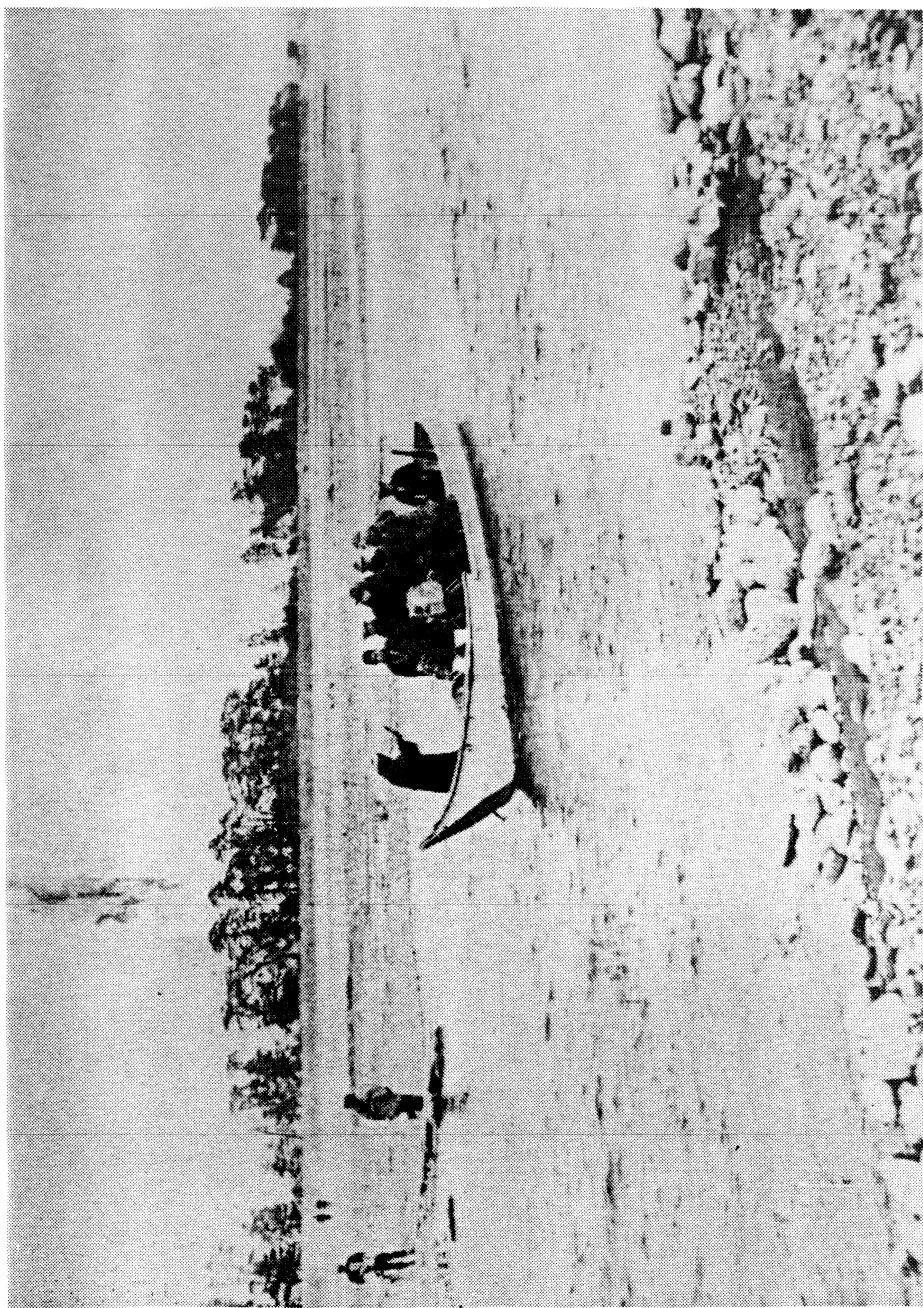


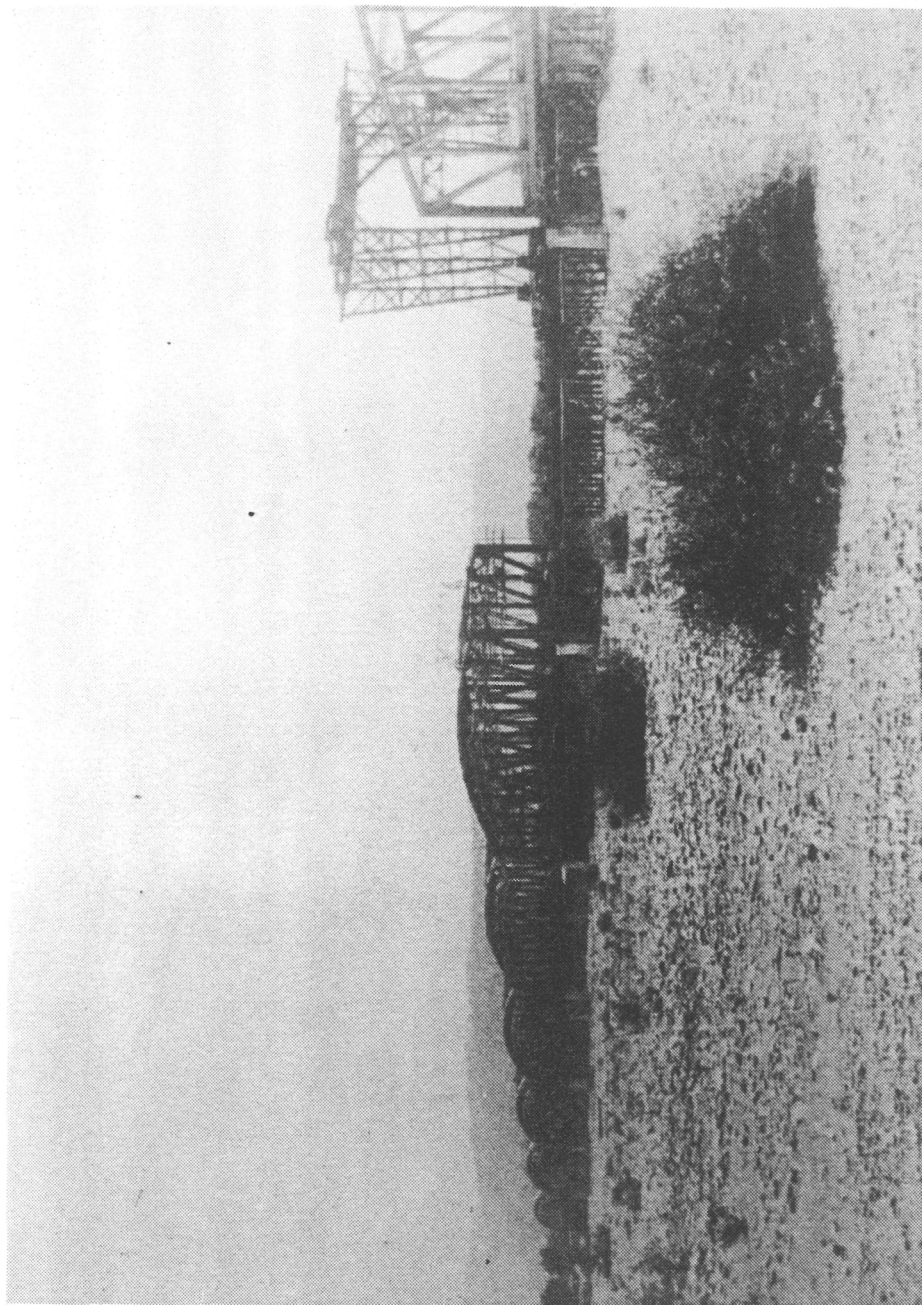
昭和三年四月八日

大井川橋新築工事概要

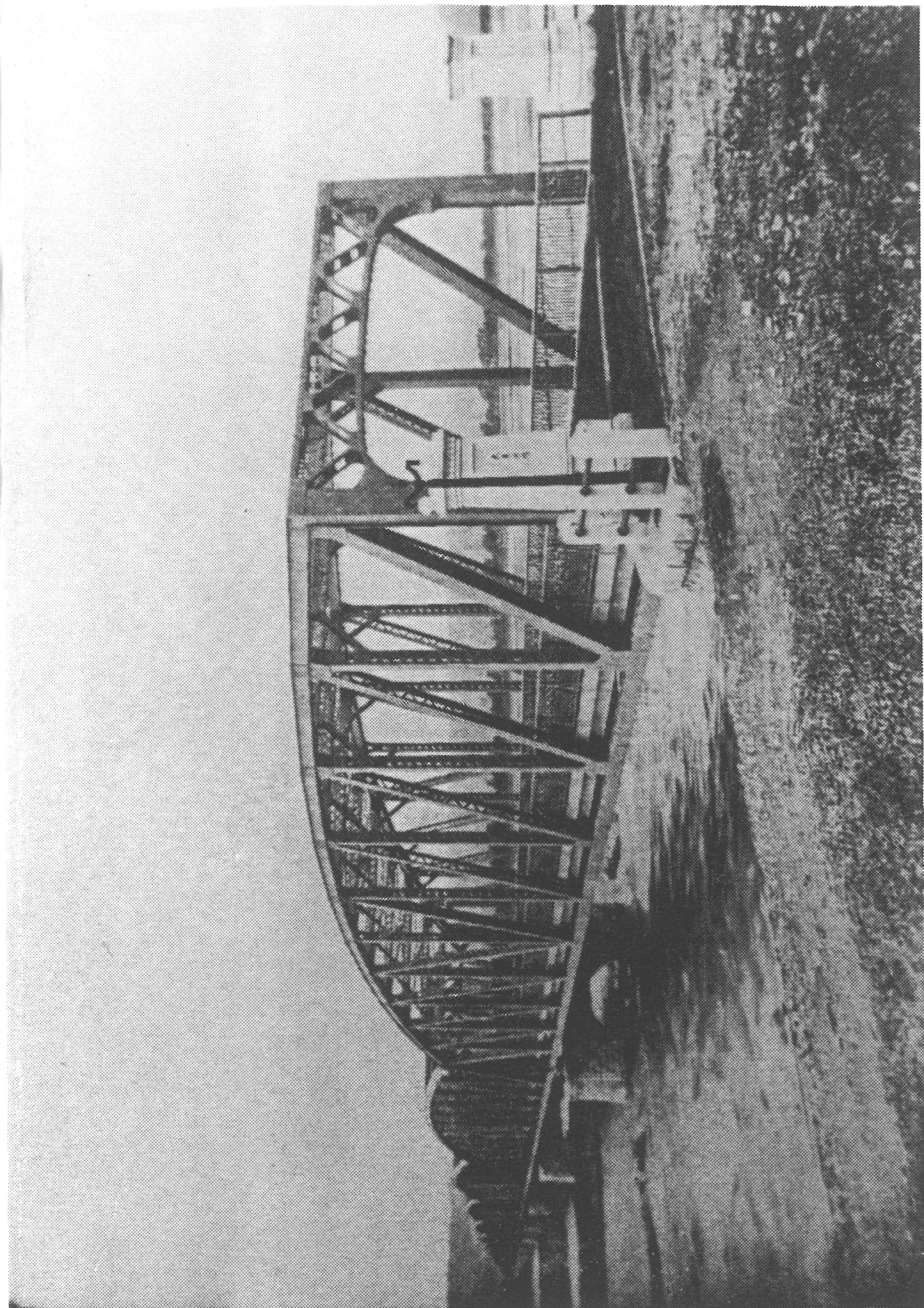
靜岡縣

船 渡 川 井 大 舊

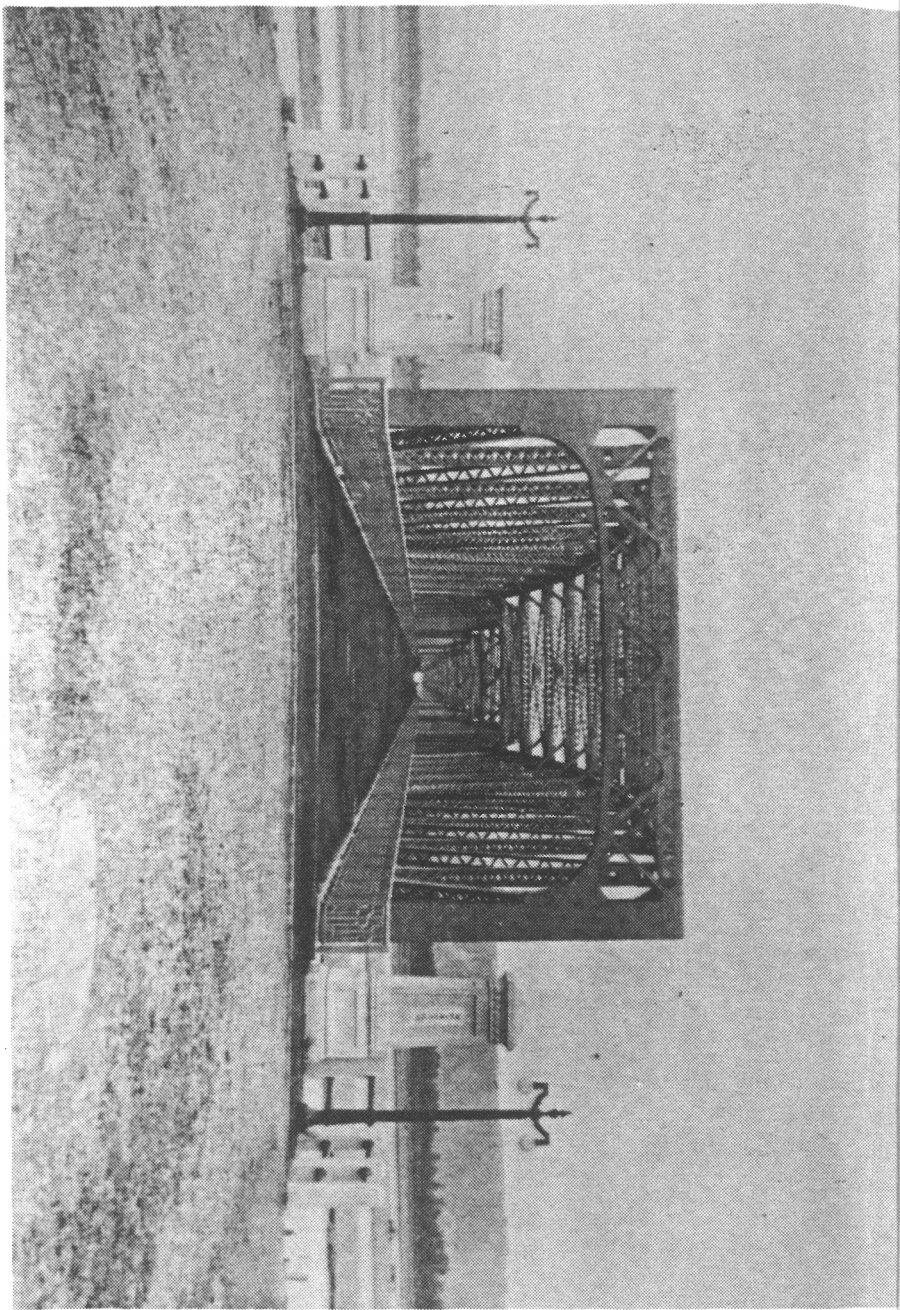




大井川橋組立



大井川橋側面



大井川橋正面

大井川橋新築工事概要

一、位置 大井川橋ハ東海ノ一大幹線タル國道一號ニ於ケル駿河ト遠州ノ界ナル大井川ニ架設セルモノニシテ東ハ志太郡島田町西ハ榛原郡金谷町トノ間ニ介在ス

二、改築ノ由來 大井川ハ本縣下四大川ノ一ニシテ東海道ヲ通過スルモノハ渡船ニ依ルノ外ナク交通ニ運輸ニ其ノ不便利名狀スペカラズ、大正八年道路法制定セラシテ、ヤ本縣ニ於テ管内國道一號ノ難所ノ改良ヲ企テ縣會ノ決議ヲ經テ改築費八百萬圓ヲ十一ヶ年繼續事業トシテ國庫ノ補助ヲ得工事ノ完成ヲ期セリ本橋架設ハ其ノ事業ノ一ニシテ大正十三年三月十六日起工爾來滿四ヶ年間幾多ノ出水ニ遭遇セシモ幸ニ大ナル障害ヲ被ルコトナク竣功ヲ告ゲタリ

三、設計ノ大要 各部ノ設計ハ道路構造令ニヨリ總テ耐久耐震ノ構造トナシタルモノニシテ其ノ概要左ノ如シ

(イ) 橋體 橋梁全長五百六十間五分(一〇一九米)有効幅員四間有効高十五尺ニシテ一徑間長百九十五尺(ピンノ中心間隔)十七徑間ニシテ各徑間ハ櫛型トシテ格間ニ區分シ中央高三十尺兩端高二十二尺ノ拋物線ヲナシブラット式鋼構橋

ナリ

鐵材ハ殆ント全部ハ幡製鐵所ヨリ直接購入シ横濱船渠株式會社ヲシテ製作セシメタリ

(ロ) 橋面工 橋床ハ厚平均五寸ノ鐵筋コンクリート工トシ其上部ハ厚三寸ノ日本松クレオントト注入防腐材ヲ以テ鋪裝セリ

(ハ) 積載荷重 各部件ノ設計積載荷重ハ八噸自動車、十一噸轉壓機、每平方尺ニ十貫七百目ノ群集荷重ノ通過ニ耐フ

(ニ) 橋臺及橋脚 橋臺ハ一字型礫コンクリート工トシ橋脚ハ深四十尺外徑十三尺五寸ノ鐵筋コンクリート沈井工二個ヲ鐵筋コンクリート工ニテ連結シタルモノニシテ其ノ巾十三尺五寸長三十尺高十六尺ヲ有ス而シテ橋體ノ下端ト洪水位トハ六尺ノ餘裕アリテ流材其ノ他ノ通過ニ支障ナカラシム

四、主ナル使用材料

橋體鋼材 三千三百五十九噸

セメント 八千九百二十五樽

鐵筋材料 十萬九千五百九十四貫

木 塊 二千二百四十七面坪(四十八萬七千六百個)

高欄鐵材 二百九噸

五、工費總額百七十四萬三千六百七十四圓(前後道路費共)

工 事 費 百五十五萬二千二百九十圓

雜 費 十五萬九千六百五十圓

補 償 費 三萬一千七百三十三圓

六、工事關係者

鋼材製作 八幡製鐵所

加工製作架渡工事 橫濱船渠株式會社

橋臺橋脚工事 山口順一

前後道路工事 八田健太郎

設計監督 靜岡縣內務部土木課

附

錄

交通上より觀たる大井川の沿革

一、概 説

箱根八里は馬でも越すが

越すに越されぬ大井川

古來大井川に關する詩歌勝げて數ふべからずと雖も、其の人口に膾炙すること、此の俚諺に過ぐるものあらざるべし。是れ抑々何故なるか。他なし舊幕時代に於て行旅の渡渉に苦しむこと、大井川に過ぐる者なかりしが爲めのみ。按ずるに大井川の奔流激湍は、固より天下の一大天險たるを失はずと雖も、苟くも人力の及ぶ限りを竭さば、必ずしも越すに越されざる程にもあらざりしならん。しかも行旅をして此の歎を發せしめしもの、又徳川幕府の政略に出でしなり。左の記事は以て此の間の消息を知るに足るべし。

寛永三丙寅年六月前將軍台徳君新將軍台猷公御上洛、海道の大名道橋等の掃除御饗應を盡す。就中

駿河大納言忠長卿、御領地大井川に浮橋或は舟橋といふをわたさる。供奉の面々彼の橋を渡り大に感ず。然る處前將軍此の橋を渡らしめ給ひ、御氣色大に損じて、仰に曰く、此の大井川は諸國にかくれなき

關東の難所同然の所なり。東照宮御上洛のみぎり御辛勞にて此の河を渡らせ給ふ。橋をかけて苦しからざるならば、其の御時にかけ給ふべきなれども、橋なきを以て關東の要害とす。依て世人も此の河の心安く渡り難きと思ふ所なり。然るをたやすくかくること、東照宮の神慮にそむき、次には天下の名所をやぶるの罪甚しと、御機嫌以ての外なり。御前伺候の御一門並に諸大名忍入て承諾す

云々(駿國雜誌所載
元延實録の文)

この意味より言へば、右の俚謳は徳川幕府の思ふつばにて、好個の宣傳歌といふも不可なく、將軍たるもの此の歌を聞かば暗に會心の笑みを洩したるなるべし。又此の難所に舟橋をかけたるは天下の名所をやぶるの罪甚しといへるは人をして失笑せしむるにあらずや。されば後來横渡船(島田金谷間の渡船)若くは通船(向谷横岡邊より千頭邊まで高瀬舟にて上下するもの、稱)の許可を出願せしもの前後十數回に涉りしも、未だ曾て目的を達せしものあらざりしは、決して怪むに足らざるなり。王政復古以來力を民治に盡し、大井川の若きも船あり橋あり。今や一大鐵橋架設功を鳩め、今日を以て開橋の典を舉行するに至りぬ。豈に慶賀の至りにあらずや。請ふ吾人をして左に古來の變遷を畧叙せしめよ。

二、渡渉の變遷

舊幕時代橋梁又は渡船なき街道の大川を旅人の越ゆる時、蓮臺又は肩車などにて渡すを歩行越と謂

ふ。往時東海道五十三驛中にて渡場十三箇所ありき。船渡は近江國横田川、伊勢國桑名と尾張國宮との間なる桑名の海、遠江國荒井舞坂の間なる荒井の海、天龍川、駿河國富士川、相模國馬入川、武藏國六郷川の七ヶ所。肩車又は蓮臺を以て渡すもの即步行越は近江國草津川、駿遠二州を界する大井川駿河國瀬戸川、安倍川、興津川、相模國酒匂川の六ヶ所なり。上古は四道將軍派遣の事や、武内宿禰の東國視察や、日本武尊の東夷征伐等の事等史籍に見ゆれども、河川に關する記事有るを見ず。蓋し當時は人口稀薄にして治水の術未だ開けず、唯天然の威力に任せたるを以て、大井川の若く長く峽間を流れ來りし水が、俄然峽谷を離れて平地に出づるや、一時に放散瀾漫して廣き流域となり、水脈は終に分岐して幾十百條の小流となり、各々凹所を求めて流れたるべければ、峽谷の激流は變じて無數の滯濼たる小河となり、隨つて水勢も弱く水底も淺く、霖雨洪水の時にあらざれば、概ね裳を掲げて徒渉することを得たりしならむ。其の後桓武天皇の二十年の詔勅に

諸國輸送調庸_ニ而或津川無_ニ舟梁_ニ多爲_ニ民憂_ニ。貢調之時令_下路次國郡設_ニ舟楫浮橋_ニ永爲_中恒例_上。云々
とあれども大井川が此の範圍内に包含せられしや否やを知らず。然れども是れより三十五年を経て仁明天皇の承和二年に左の制を下されたり

尾張美濃界墨股河渡船二艘。尾張草津渡船一艘。參河飽海矢作兩河各二艘。遠江駿河界大井川二艘。

駿河安倍河一艘(中畧)宜_下各加_ニ増_ニ艘_ニ以_ニ正稅_ニ買備_上。

是れ明かに從來二艘ありし渡船に尙ほ二艘を増したることを證するものなれば、桓武天皇の御時に既に渡船を設けられしと推想するも架空の談にあらざるべし。降つて戦國の世となりては、各地に割據するもの天險を利用して互ひに防守の設備をなしたれば、自然に橋梁舟楫の減退を來し、徳川時代に至りて特に東海道交通を重要視し、大井川の若きは架橋と渡船とを嚴禁して歩行越となせり。明治維新に至り初めて歩行越の甚だ不便なるを以て渡船の禁を解かれたるなり。

東海道^{島田}_{金谷}の間大井川従前歩行越の處旅人難澁不少に付別紙之通當分被相定候條此旨可相心得事

明治四年辛未四月

太 政 官

大井川渡船當分左之通相定候條水主之者船賃之外酒手等乞請候儀無之様於地方取締可致事
船賃之儀當五月より賃錢表之通相定候事

大井川賃錢

一錢百廿四文	乗 合 壹 人
一錢三百七拾貳文 <small>但口付共</small>	乗 馬 壹 疋
一錢五百文	長持駕籠壹挺
一錢三百七拾貳文	引戸駕籠壹挺
一錢貳百四拾八文	垂山駕籠壹挺

一錢百八拾四文

分兩掛共壹荷

一錢六百廿四文

大長持壹棹

一錢三百七拾貳文

長持壹棹

右之通相定候事

辛未四月

驛遞局

一行幸行路其他非常出兵等之節者別段之御處置可有之事

一毎々出船者曉六ツ時より夕六ツ時迄に可限事

但急用之者は刻限に不拘出船可致是も夕六ツ時迄者都而定賃江五割増之事

一常水二尺五寸は三尺之増水にて馬越相留四尺増より通船不相成事

右之通相定候事

辛未四月

民部省

明治六年假橋を架す。其の九年金谷の人仲田源藏、島田の人鈴木久一郎、小川の人向坂彌平次等初めて七百三十間の長橋を架して大に交通の便宜を得たりしが、時々の大水は遂に此の橋梁を流失せしめ、東海道は鐵路を敷かれて往來の人馬は汽車の便に依るが故に、其の後架橋の企なく、微々たる渡船に依りて人を濟せしに過ぎざりき。今や本鐵橋成りぬ。後來の福利將さに測る可らざるものあらん

とす。若し夫れ工程の經過と設計の要領とは、請ふ卷首掲載の記事を觀られんことを。

三、歩行越の狀況

政府が大井川の渡渉に對する思慮は、幕政と王政との間に天地の懸隔あり。維新以後政府に於ては一に公衆の便益を旨としたれども、幕府は則ち然らざりき。大井川の若きも所謂關東の御要害のためには、橋梁の架設を許さず。舟楫の泛濟を容さず。行旅の通過を東海道島田金谷兩宿間一定の地に限りて歩行越に由る外なからしめ、犯すものは何者をも假借せざりき。今幕府の高札の文面を左に録して當時の狀況を想見する一助に供せん。

定

一往來の旅人に對し川越の者がさつ成事すへからす無禮惡口等の事あるへからすたとひ輕き旅人たりといふとも大切に思ひあやまちなき様に念を入へき事

一川越吟味する所より札を取り川越すへし旅人と相對にて賃錢取へからす並旅人をいひかすめ札錢の外一切取まじき事

一旅人いか様にたのむといふとも御法度の脇道へまはるへからさる事

一川越の事暮六ツ以後手引にてもすへからす若急の旅人斷ありて夜中に通るに於ては川越肝煎の者

吟味の上水のかさ帶通より上の時は手引貳人帶通より下の時は一人にて渡すへき事

一旅人家來馬に取つき越候ものあらは乗掛馬には貳人から尻馬には一人に過すへからす人多く取つゝ事あやうきに付此の定の外無用たるへき事

右之條々可相守若於相背者可被行罪科者也

正徳元年五月 日

奉 行

右第一項に川越のがさつなる事を戒めたるはさる事ながら、第三項に通過の地點を限定せられ、將又舟楫の泛濟と橋梁の架設を禁ぜられたる行旅の苦痛はいかに甚しかりけん。

大井川は常水を二尺五寸と定め、二尺増即四尺五寸までは歩行越をなせども、其れより以上になれば川止めとなる。歩行越は川越人足の肩車に乗るものと、蓮臺に乗るものとあり。蓮臺に四種あり、其の一は普通に蓮臺といふもの幅二尺五寸長一間ばかり、白木梯子形にて二人向合ひて乗る。川越四人以上臺札貳枚。其の二は中臺。幅三尺餘長貳間、紅がらにて塗る。荷物用なり。川越四人以上臺札貳枚。其の三は半高欄、幅四尺長貳間ばかり、兩側に格子を設け、身分ある人を載す。川越四人以上臺札四枚、其の四は高欄、最も高貴の大名公卿を載す。川越多數にて定限なし。

賃錢に臺札油札の二種あり。油札は川越一人の賃錢にして臺札は蓮臺の損料、價格は油札の二倍なり。川を越さんとする者は、川會所にて札を買ふ。今の鐵道切符の如し。札をもちて越場にゆきこれ

を渡して川を越す。

越賃は水の深淺によりて、日々左の範圍内に於て増減す。これを決定するには年行事と待川越まつかはりとにて、毎朝其の深淺を測り、川庄屋の承認を求め、問屋場にゆきて決裁を請ひ、其の結果を宿役人川役人に報告す。これを御注進と稱す。越賃の定法左の如し

一常水二尺五寸 股通より膝上まで 馬越と稱す

川直段五拾八文より四拾文まで。濁水の節は三拾八文より廿四文まで

一常水五寸増 帶通より股上まで 同 斷

川直段六拾八文より六拾文まで

一常水壹尺増 乳通より帶上まで 同 斷

川直段七拾八文より七拾文まで

一常水貳尺増 脇通より乳通まで 歩行越と稱す

川直段九拾四文より八拾文まで

一常水貳尺五寸増 肩摺拂水 御狀箱越

一常水貳尺五寸以上増 無通路

歩行越の事務は川會所に於てこれを處理す。川會所には川庄屋四五人、年行事十名内外を置き、川

越人足は島田金谷各約七百人あり。これを數組に分ち、組毎に小頭を置く。川越中強健にして熟練せるもの若干人を拔擢して待川越と稱せり。

四、大井川に關する詩歌

廿五日菊川を出て、今日は大井川といふ河を渡る。水いとあせて聞きしにはたがひてわづらひなし。かはら嶽里とかや。いとほるかなり水のいでたらんおもかげをしはからる

阿 佛 尼

思ひいつる都のことは大井川

いくせの石のかすもをよはし (十六夜日記)

少しうちのほるやうなる奥より大井川を見わたしたれば、はる／＼とひろき河原のうちに一寸ぢならず流れたる川瀬ども、とかく入ちがひたるに似たり。中々わたりて見んよりもよそめおもしろく覺ゆれば、かの紅葉みだれて流れけん龍田河なられども、しばしやすらはる

前 河 内 守 親 行

日數ふるたひのあはれは大井川

わたらぬ水もふかき色かな

(東關紀行)

澤庵和尚

瀬は淵に思ひかはさは大井川

ひとの心の底もたのまし

(東武紀行)

民部卿爲家

打ちわたすいく瀬あまたの大井川

みえてそ遠き初倉の山

(藻汐艸)

贈大納言雅世

思はすよ都の西の大井川

あつまちかけて流れこんとは

(富士紀行)

徳川家光

大井川みなきる水も世につれて

しつけき御代のなかれなりけり

(駿國雜誌)

光 廣 卿

君か代のかすにとるとも大井川

かはらにおほき石はつきめや (吾妻の道の記)

右 岑

大井川荒瀬流るゝ末見れは

かすみにけりな伊豆の遠山

林 羅 山

尋常揭厲必過腰。 叱馬呼奴魂欲消。 來往就中何處苦。

無舟無筏復無橋。

海道奔流第一川。 籃輿舁載擔夫肩。 洛西大井雖同稱。

此不看桴彼有船。

服 部 南 郭

旅客馮陵慎涉過。 橫天滯瀨急頽波。 水光倒走中山樹。

石勢轟流大堰河。 決口年々沈白馬。 防堤處々臥蒼蛇。

早知夏后行無事。 安得成功濟世多。

さみたれの雲吹き落せ大井川

河霧や百萬石も浪の上

五月雨の大井越したるかしこさよ

みしか夜や二尺落ち行く大井川

芭蕉

湘夕

燕村

同